

令和6年3月27日

第49回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部危機管理課

「開 会」 (14:01)

○菅井危機管理課長 それでは、定刻になりましたので、第 49 回「文の京」安全・安心まちづくり協議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、危機管理課長の菅井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、あらかじめ送付いたしました、資料の確認をさせていただきます。まず、第49回「文の京」安全・安心まちづくり協議会の次第ですが、本日席上配付いたしました次第に差替えをお願ひいたします。資料第1号は「安全・安心まちづくり推進地区の指定について」（林町南町会地区）、資料第2号は「安全・安心まちづくり推進地区の指定について」（音一文化会地区）、資料第3号は「防犯カメラの設置状況の総合的な検討について」となります。これに加えて、田中委員からご提出いただきました、資料第4号「協議事項提案用紙」を追加資料として席上配付いたしましたので、ご確認をお願ひいたします。以上になりますが、不足している資料はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、毎回ご案内させていただいておりますが、本協議会での発言方法についてです。発言前に、机上のマイクのボタンを押していただき、赤いランプが点灯後、ご発言をお願ひいたします。発言が終わりましたら、再度マイクのボタンを押して、マイクの赤いランプを消していただきますようお願いいたします。

また、ご発言につきましては、これまでと同様に記録を行い、会議録としてまとめさせていただきますので、ご承知おきください。

最後に、会場内では、スマートフォン・携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださいますよう、お願ひいたします。

それでは、河合会長、協議会の進行をよろしくお願ひいたします。

○河合会長 本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会長を務めております、河合でございます。

今回から、提案いただきました協議事項について、ご説明をいただき、その後、協議を行っていきます。また、今後協議を予定している自転車に関する内容は、まさに今度の国会で、道路交通法の改正が検討される状況となっております、そのような意味では、時宜に適ったものになると思います。

本日の協議会につきましては、1時間30分から2時間程度ということで進めていければと考えておりまして、午後4時を目途に終了したいと思いますので、皆様のご協力をお願ひいたします。

それでは、本日の出席者につきまして、事務局から報告をお願いします。

○菅井危機管理課長 本日は、山田委員、田村委員から、事前にご欠席のご連絡をいただい

り、一針委員、飯野委員、村木委員は、まだお見えになられていない状況となっています。

○河合会長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、審議事項が2件、協議事項が1件、その他が1件となりますが、次第に沿って、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、事務局から説明いたします。

初めに、次第(1)審議事項のアとイ「安全・安心まちづくり推進地区の指定について」を説明いたします。これは、新たに申請がありました、2つの安全・安心まちづくり推進地区の指定について、ご審議いただくものです。

それでは、資料第1号をご覧ください。2番の「指定申請のあった地区と内容」に記載のとおり、林町南町会地区について、防犯対策を推進する地区の指定申請があり、代表者は林町南町会会長の長谷川陽一様となっています。また、申請内容は別紙申請書のとおり、地区の範囲は千石一丁目の1番から4番まで、12番、13番、15番、千石二丁目の40番から46番までとなっています。3番の「地区指定の手続」につきましては、本日の協議会で審議いただいた後、4月17日水曜日から5月16日木曜日まで、パブリックコメント手続を行い、6月に推進地区指定の決定を予定しています。

なお、資料第1号の関連資料といたしまして、所管する富坂警察署から、所見を提出いただいております。林町南町会地区における犯罪抑止効果を踏まえ、推進地区の指定について、支持をいただいております。

次に、資料第2号をご覧ください。こちらは、2番の「指定申請のあった地区と内容」に記載のとおり、音一文化会地区について、防犯対策を推進する地区の指定申請があり、代表者は音一文化会会長の星野高之様となっています。また、申請内容は別紙申請書のとおり、地区の範囲は音羽二丁目の5番、10番、11番となっています。3番の「地区指定の手続」は、先ほどの林町南町会地区と同様になります。

なお、資料第2号の関連資料といたしまして、所管する大塚警察署から、所見を提出いただいております。音一文化会地区における犯罪抑止効果を踏まえ、推進地区の指定について、支持をいただいております。

説明については、以上となります。

○河合会長 事務局から、2件の推進地区指定の申請について、説明がありましたが、ご質問はいかがでしょうか。

○菅井危機管理課長 事務局から、補足させていただきます。

現在、文京区では、57地区を指定していますが、この2地区を指定することにより、合計で59地区となります。あわせて、町会数では、154町会のうち121町会が推進地区の区域に含まれていますが、こちらは合計で123町会となります。

また、林町南町会地区は、資料第1号に記載されている地図のとおり、下側の長方形部分は小石川植物園、上側の第十中学校から明化小学校までの部分は住宅街となっています。同様に、音一文化会地区は、資料第2号に記載されている地図のとおり、護国寺前交差点の付近一帯が範囲となります。

○河合会長 その地域に関わっている方には分かるかもしれませんが、関わっていなければ分からないこともあります。今後どうあるべきかは、もう少し具体的な対応を含めて、考えていくことになると思います。

今回は、林町南町会地区と音一文化会地区を推進地区として指定することについて、了承するというので、よろしいでしょうか。それでは、協議会として、了承することといたします。

引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 続きまして、次第(2)協議事項アの「防犯カメラの設置状況の総合的な検討について」に移りますので、資料第3号をご覧ください。

これは、前回の第48回「文の京」安全・安心まちづくり協議会におきまして、委員の皆様から協議事項の提案をいただいた案件の一つになります。それでは、提案をいただきました西委員から、説明をお願いいたします。

○西委員 最初に申し訳ありませんが、資料第3号の7ページ一番下の行に誤字がありましたので、「街頭」を「街灯」に補正いただければと思います。

それでは、説明を始めさせていただきます。本協議会は、平成17年7月に発足以来、18年に渡り、学識経験者、警察、消防、小・中学校、幼稚園等の関係行政機関、町会、防犯協会をはじめとした地域活動団体等による幅広い協力の下、安全・安心まちづくりに関する施策の実施に関し、審議を行ってきました。その間における関係者各位のご努力には、深甚の敬意を表します。これからの提案は、それらの成果を踏まえた上で、さらなる実効を上げるための提言であることを付言させていただきます。

なお、この資料第3号は、1ページから8ページまでが本文、9ページから18ページまでが資料、19ページが参考文献という構成になっています。

初めに、1ページをご覧ください。ご覧のとおり、「現状」、「防犯カメラの効果は?」、「課題犯罪に対する国民の意識調査等から考えられること」、「まとめ」という構成としています。

次に、2ページをご覧ください。昨年、都市戦略研究所が公表した「世界の都市の総合力を評価するランキング」によれば、東京は、ロンドン、ニューヨークに次いで、世界第3位の安全で住みやすい街との評価を得ています。その中でも、文京区は、青色防犯パトロール、町会・地域活動団体等の巡回パトロール、客引き行為等の防止に関する条例、暴力団排除条例、安心・防災メールの配信、自主防犯活動を行う地域活動団体に対する助成、防犯カメラ整備等に対する助成、安全・安心まちづくりリーフレット等の発行に加えて、本協議会においても、防犯・防災に関す

る諸活動を積極的に推進しており、23区内でも安心して居住できる有数な街と言えます。しかし、資料の右下にも統計を掲載していますが、令和5年の区内4警察署における刑法犯認知件数は1,104件で、昨年比プラス206件と増加傾向にあり、油断ができない情勢です。このような情勢を踏まえて、犯罪の未然防止のために有効とされている防犯カメラの設置と運用等に関して検証することといたしました。

次に、3ページをご覧ください。現在、2つの問題点とその課題があります。1つ目は、審査・申請に関するものです。町会等の申請に基づく防犯カメラの設置場所・運用等が効果的に行われているかについて、インターネットで調査したり、会議録を確認したりしましたが、判明しませんでした。課題といたしましては、従来の警察の協議などで十分であるか、本協議会で検討すべき事項であるか、設置・運用等に関し、どの機関が検証するのか、申請者と区及び警察が総合的・効果的運用について協議・検討しているか、ということが挙げられます。

次に、4ページをご覧ください。2つ目としては、設置場所に関するものです。3つ事例を掲げていますが、資料の9ページと10ページには、写真を掲載しています。事例①に関しては、左側の2つは小学校、右側は町会の防犯カメラとなっており、小学校付近約40メートルの範囲内に3台の防犯カメラが近接して設置され、管理者が異なることによる重複事例と言えます。設置に当たり、連携がどうであったかは不明です。事例②に関しては、春日通りの業務用スーパー上野広小路店入口付近に設置された防犯カメラで、商店街の連携による台東区の上野二丁目地区と文京区の湯島三丁目地区による合同設置です。これは、上野広小路交差点から富坂警察署付近まで、幹線道路である春日通りの2.5キロメートルの間に設置された防犯カメラとして、唯一のものとなっています。この幹線道路を実査したところ、春日などの主要交差点には、交通監視カメラが設置されていますが、車両が対象となっているため、歩道はどこまで撮影されているかは、不明です。事例③に関しては、幅員10メートルの千川通りに設置された防犯カメラですが、道路の両側に防犯カメラが重複設置されており、また、手前右側はアーケード上に設置されているため、一部が死角になっていると思われます。

次に、5ページをご覧ください。防犯カメラの効果について、学術論文を調べてみました。これは、筑波大学システム情報系准教授である雨宮護氏が代表研究者となっている「繁華街に設置された街頭防犯カメラの効果的検証」という論文から抜粋したものです。研究成果の概要といたしましては、2002年以降に大都市で活発に行われた防犯街づくりの諸対策のうち、特に、防犯カメラの設置事業に焦点を当て、犯罪に対する影響を検証したものとなっています。具体的には、自治体による公共空間への防犯カメラ大規模設置事業について、博多・中洲地区は繁華街の犯罪防止を目的とした31か所の42台、天神周辺地区は通学路における子どもの見守りを目的とした17か所の25台を対象に、犯罪情勢の変化を研究したものです。表1の赤い矢印は設置1年後に犯罪件数が減少したもの、それ以外が逆に犯罪件数が増えているものになります。この表から、

繁華街に設置された事例では財産犯に効果が見られたとのこと。これは、研究者の小地域時系列犯罪統計に基づく、防犯まちづくりの効果的検証と評価目録の作成を参考にしています。この内容は、福岡県の繁華街である博多・中洲地区と天神周辺地区を対象として、両地区における防犯カメラの設置位置の違い、防犯カメラによる犯罪抑止効果の検証を行ったものです。その結果、従前の犯罪発生傾向を反映させ、地理的分布に一致した位置に防犯カメラを設置した博多・中洲地区に限り、窃盗犯系の罪種に効果が見られた一方で、粗暴犯には効果が見られていません。また、博多・中洲地区の窃盗犯系の罪種については、防犯カメラの設置により周辺地区に移動して犯行が行われる「地理的転移」は僅かであり、罪種によっては、周辺地区に防犯カメラの設置効果が及ぶ「利益の拡散」が見られたそうです。

諸外国の事例でも、場合によっては、利益の拡散が期待できるそうです。米国の防犯カメラ設置マニュアルによれば、防犯カメラの犯罪抑止効果を発揮させる上で、従前の犯罪の地理的分布を考慮した配置とすることが、重要とされています。効果の有無が分かれたことは、日本においても、犯罪の地理的分布を考慮した防犯カメラの設置が有効であることを示唆していると思います。

自治体の大規模防犯カメラ設置事業では、設置の根拠として、住民の求めや警察の捜査目的が優先されることも多いのですが、防犯カメラに犯罪抑止効果を望むのであれば、従前の犯罪の地理的分析が必要であると考えられ、分析に基づかない防犯カメラ設置は、過剰な設置に繋がると言われています。防犯カメラの過剰な設置は、将来の維持管理や更新のためのコスト、情報流出のリスクやプライバシー侵害に対する住民の懸念を増やすため、必要な場所に絞り、必要な量を設置することが、防犯カメラの効果を高める上でも、弊害が生じるリスクを低くする上でも、重要であるとされています。防犯カメラが、粗暴犯に効果が見込めず、窃盗犯系の罪種に効果と認めるという点については、諸外国における防犯カメラの効果検証を行った研究の結果と一致しているそうです。日本では、防犯カメラが、粗暴犯をはじめとする身体犯の抑止対策として導入されることも多いのですが、防犯カメラによって抑止すべき罪種を絞るのであれば、窃盗犯を中心にすべきであると結論を出しています。これについては、早急過ぎてはいけなため、一般化に慎重であるべきということも付言されており、また、防犯カメラが設置された場合、周辺地区での犯罪が増えるという批判は、今回のデータでは当てはまらなかったそうです。

残る課題は、防犯カメラ設置地区における防犯カメラ以外の犯罪発生・抑止に影響したと考えられる要因の考慮、選定した地区の妥当性の検討、効果の統計的優位性の検討、時間推移による防犯カメラ設置効果の逡減傾向を考慮した評価などが挙げられていますが、ここまでは私の手が回らず、検証し切れませんでした。そのほか、警察による捜査への活用や住民の犯罪不安の低減など、防犯カメラに期待されるその他の効果についても、今後検討が求められるとのことですが、私の拙い調査では、詳細が見つかりませんでした。

次に、6ページをご覧ください。今後の課題ですが、防犯カメラの有効性について、罪種により効果が分かれるものの効果が認められ、また、設置場所の周辺地区に及ぶことが研究者からの検証で明らかであったことを踏まえまして、1点目は、犯罪の実態や被害状況に即した運用がなされているか。2点目は、防犯カメラ設置に対する公表の是非です。文京区の場合、町会ごとに意見が分かれており、公表・非公表に関して、統一した対応が望ましいのではないかと考えています。

次に、7ページをご覧ください。犯罪に対する国民の意識調査等から考えられることについて、検証してみました。令和5年の警察白書によれば、国内における社会情勢の変容と治安課題の変化について、高齢化が急速に進行し、空き家や独居高齢者の増加等により、犯罪に対する社会の脆弱性が高まることが懸念され、高齢者に対する犯罪・事故とともに、高齢者による犯罪・事故への対処が課題となっているとのことです。一方で、児童虐待、子どもの性被害、子どもを巻き込む痛ましい交通事故等の課題は、今なお止まず、社会的関心は極めて高くなっており、昨今の報道がいみじくも物語っています。警察には、この種の課題に対して、従来にも増して、きめ細かな対応が求められるとのことです。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民の日常生活に様々な変化をもたらし、また、就労する外国人は令和4年10月末現在で約182万人と過去最高を記録するなど、社会情勢や治安課題も変化してきています。

また、17ページに掲載している文京区の統計資料によれば、年齢構成は、20年前と比較して、35歳から55歳までのいわゆる働き盛りと言われる年齢層の増加が際立っており、被害を受ける罪種も、これらの点を踏まえて検討すべき課題であると思います。

7ページに戻りまして、治安に関する世論調査によれば、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないという不安になる犯罪等として、殺人、強盗、暴行、傷害等の凶悪・粗暴な犯罪を挙げた者の割合は43.5%で、平成16年の統計では、殺人、強盗等の凶悪な犯罪が34.7%、暴行、傷害等の粗暴な犯罪が43.0%となっており、若干異なっていることが分かると思います。そして、地域を守るために、行政に何を望むかという意識調査において、防犯カメラの設置より望ましい項目があったことを踏まえ、その効用などについて、積極的な広報とともに、より効率的な運用などの課題について検討する必要があるのではないのでしょうか。

次に、8ページをご覧ください。今後の対策と課題につきましては、1点目が防犯カメラの総合的運用です。防犯カメラの有効性については、事件検挙の際の防犯カメラの活用状況やこれまでの検討結果から、十分認められるため、警察、既設置町会及びグループ並びに研究機関等と緊密に連携して、有機的かつ効率的運用が必要であると思われます。課題といたしましては、申請に伴う審査に関して、今後どのように推進していくのか。担当する部署はどうするのか。防犯カメラの研究に関し、どう対応するかになります。この提案を推進するに当たり、私が調べた限りでは、専門的な知識が必要であり、現場における実査が必要になります。これに加えて、本協議

会で対応し切れるかどうか、プロジェクトチームが必要になるのではないかと、ということも課題です。2点目は、協議会の運営方針です。現在、指定を受けた推進地区数は、57地区となっており、約8割の町会が推進地区の範囲に含まれることになるため、今後の活動をどのように進めていくかが課題と言えます。

○河合会長 西委員、ありがとうございます。網羅的に説明いただきまして、感謝いたします。

私自身、2011年に警視庁の生活安全部長を務めていましたが、その頃は、防犯カメラの整備に補助金を交付するように東京都と協議をしていきますが、区市町村でも十分対応していただきたいと、特別区長会や市長会で依頼をしてきました。それから10年余りが経過し、実際に、この文京区においても、西委員の説明のとおり、整備されてきましたが、今後どのように考えていけばよいのかという問題があります。

前回の協議会で、三森委員から、以前は防犯カメラに否定的な議論があったけれども、徐々に変わってきているという話がありました。また、現在、一定の整備がされている中で、どのようなことを考えていく必要があるのかを検討するに当たり、西委員の説明は、非常に重要なものであると思います。

それでは、事務局から補足がありましたら、お願いいたします。

○菅井危機管理課長 防犯カメラの設置につきましては、設置主体となる地域活動団体が、所轄の警察署に相談を行うとともに、補助制度上の設置条件を踏まえ、防犯カメラの設置場所を決めています。

○河合会長 それでは、委員の皆様から、意見をお願いしたいと思います。事務局で答えるべき内容は事務局で答えますし、互いに議論していただくもの、あるいは、西委員に説明いただきたいものなどがありましたら、お願いいたします。

○板橋委員 板橋です。1点お伺いしたいのですが、先ほど、資料4ページにあるとおり、小学校付近約40メートルの範囲内に3台の防犯カメラが近接して設置されているという話がありました。一方で、防犯カメラは、所轄の警察署に相談の上、設置場所を決定しているという話があり、同じ警察署であれば、相談するとき、近接していることの確認が取れると思うのですが、その点はどのように決定しているのでしょうか。

○菅井危機管理課長 どちらが先に設置されたのか、確かなことは言えませんが、同じ地区であれば、所轄の警察署も同じになるため、警察署とも相談した結果、このような形になっているのだと思います。

○板橋委員 ありがとうございます。防犯カメラの撮影範囲がよく分からないのですが、このように、40メートルの範囲内に3台設置されていた場合、大部分が重なってしまうものなのでしょうか。

○菅井危機管理課長 防犯カメラを近接して設置する場合、一見分からないようになっています

が、通常は画角が異なり、撮影範囲が重ならないようになっています。補助制度上も、周辺の防犯カメラの設置場所や画角を考慮し、撮影範囲が重ならないことを確認の上、補助金の交付決定を行っています。

○板橋委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。私も東京都で補助金を交付する立場にいたこともありますので、その観点で言えば、通学路の防犯カメラ整備と安全・安心まちづくりでの防犯カメラ整備は、時期的に少しずれている場合があります。ただし、菅井危機管理課長から説明がありましたとおり、防犯カメラを近接した場所に整備をする場合、意味があるのかという疑念は残るため、その際は、整備する際に細かく対応しています。更に言えば、今後、新しい防犯カメラを整備する場合、撮影する範囲が広がっていることも考えられます。その場合は、3台を1台にすれば十分ということも、当然あり得ます。そのように、更新の時期によっては、合理化をしていく必要はあると思いますが、現在の状況をもって、重複しているのは不合理ではないか、とは必ずしも言い切れず、場合によって、色々な可能性があります。

今後、防犯カメラを更新する際は、西委員から説明があったように、台数が多いのではないかと、維持管理費用が多く掛かるのではないかなど、様々な議論が出てくるため、それらを十分に見越した上で、どのように合理的に対応していくのかという問題が生じます。さらに、高機能な防犯カメラが多く整備されていけば、今度は、どのように整理していくのか、どのように維持管理費を下げっていくのかという議論が出てくると思います。

海外の事例で言えば、イギリスで犯罪が多発したという議論がされた際、日本のように徐々に防犯カメラを増やすのではなく、英米諸国は一気に整備をしてしまいます。そうすると、先ほどの懸念のように、撮影箇所が重なって整備されることも当然発生し、また、プライバシー侵害に当たるのではないかと議論も出ています。最近では、防犯カメラの維持管理費用が高額となり、見直しを行っているのですが、日本であれば、負担をどのように合理化するかを慎重に考えるところ、英米諸国はそうではなく、台数の多さが問題なのであれば、一斉に外してしまいます。一斉に外してしまえば、確かに維持管理費用は減るのですが、犯罪が多発する方向に変わってしまう場合もあります。これは国の性質や方法であるため、その方法が悪いとは言えず、非難することはできませんが、日本において、あるいは、東京都や文京区において、どのように対応していくのがよいか、しっかりと準備をしていく必要があります。そのような意味で、本日の西委員のご説明は、非常に重要なものであると思います。

武智委員、どうぞお願いいたします。

○武智委員 武智です。先ほど、防犯カメラの設置に当たっては、所轄の警察署の相談の上、指導を受けるとのことですが、警察署の指導を受けているか、必ず確認されているのでしょうか。

もう一点は、以前、防犯カメラの設置に当たって、警察署に相談をしたのですが、我々と意識

が少し異なり、警察の立場からすれば、犯人の逃走方向を確認できるような場所に設置してほしいという話でした。我々としては、犯罪の現場を撮影するために、実際に犯罪が行われそうな危険な場所に設置が必要ではないかという考えを持っていたのですが、文京区として、設置場所に関する指導はあるのでしょうか。

○菅井危機管理課長 防犯カメラの設置に当たっては、設置場所に関して、地域活動団体から所轄警察署に相談していただいております。区から指導などは行っていません。補助制度上、区として、条件に合致しているかという確認は行いますが、防犯カメラの設置場所は、設置主体である地域活動団体が、所轄警察署の助言を受けながら、決定することになります。

○河合会長 ほかに、よろしいでしょうか。

○武智委員 もう一点あります。資料第3号にある防犯カメラの設置写真でもそのようなのですが、防犯カメラを設置しているという表示が高い場所にあるため、もう少し見える場所にあったほうが、抑止力になるのではないかと思います。犯罪を犯す側が分かるような場所に設置するべきではないかと思います。それについて、法的にどうであるのか、教えていただければと思います。

○菅井危機管理課長 防犯カメラの設置に当たっては、表示を求めています。表示方法に関する法的な定めについては、手元の資料でカバーできておらず、申し訳ありません。

○脇野委員 脇野と申します。条例などの確認不足であれば申し訳ありませんが、自治会や町会の単位で推進地区の指定を受けていることについて、私個人としては、あまり効率的ではないように感じ、疑問に思いました。資料の地図を見ると、町会の範囲がとても狭いため、例えば、隣り合う町会と調整をしなければ、狭い範囲に多数の防犯カメラが設置されてしまったり、通学路が含まれていなかったり、そのようなことが起こってしまうのではないかと感じました。何故、自治会や町会の単位で、申出がある場合に限り、防犯カメラを設置することになったのでしょうか。先ほど、イギリスの悪い点についての話がありましたが、個人的には、多くの自治会や町会が望むのであれば、区の単位で設置の方が効率的で、維持管理のタイミングも合い、地域ごとに防犯カメラの有無や新旧のばらつきが出ないのではないかと感じました。

もう一点伺いたいのですが、先ほどのイギリスの話で、防犯カメラが全て外されてしまった原因として、費用負担について合意が取れなかったということですが、現在、防犯カメラの交換、維持管理、点検などは、誰の負担で、どのように行われているのか、教えていただけないでしょうか。

○菅井危機管理課長 事務局で説明する前に、西委員から、何かありますでしょうか。

○西委員 伊丹市は、設置している防犯カメラをインターネット上で公表しており、人口は19万人で文京区より少ないのですが、予算を費やして1,200台を設置しています。そのため、先ほどの重複問題は、このように総合的に管理すれば、解決できる場合もあります。解決できるかどうかではなく、解決できる場合もあるということを考えながら、皆様のご意見をいただければと

思います。

防犯カメラの抑止効果について、伊丹市の事例を調べてみたところ、伊丹市は、関西地区の住みやすい街第5位にランクされているようですが、これは、防犯カメラの犯罪抑止効果が働いているためということではないようです。伊丹市は、日本一安全・安心なまちとして宣伝しているのですが、「まちなかミマモルメ」という、利用を申し込むことにより、低額で子どもたちの位置情報を把握できるオンラインマップなどを含めて、総合的に運用しているため、関西地区の住みやすい街第5位となっているのではないかと思います。そのため、防犯カメラの効果のみを前提として検討するのではなく、それぞれの効果を総合的に運用することができれば、非常によいまちづくりになるのではないかと感じました。

○河合会長 ありがとうございました。

○菅井危機管理課長 推進地区の指定については、安全・安心まちづくりを推進していくに当たり、東京都の方針を踏まえて、区が行っているものです。推進地区を構成する団体に関しては、町会の単位に限らず、商店会と町会が連携して指定を受けているケースや複数の町会が連携して指定を受けているケースもあります。この制度を開始した当初は、そのように連携して、指定を受けているケースが多かったのですが、約8割の町会が指定を受けているという状況の中で、近年は、町会が単独で指定を受けるケースが多くなっています。

また、防犯カメラに関する費用負担については、設置と同様に、更新、保守点検、修繕、電柱使用料などに対し、設置主体となる地域活動団体に、区と東京都から補助を行っています。

○河合会長 防犯カメラの整備について、町会単位ではなく、より大きな単位とするのはどうか、という議論は、当然あります。しかし、本来、防犯カメラの整備を町会単位で進めているのは、安全・安心を防犯ボランティアや住民が守り、作っていくという考えによるものです。区や東京都から補助金の交付を受けるのは、町会・自治会となりますので、それぞれが、どのように防犯カメラの整備を進めていくか、議論をいただく形になります。

一方で、西委員から説明があったように、重複があるのではないかと、安全・安心に役立っているのか、幹線道路沿いはどうであるのか、犯人の逃走に当たってはどうか、そこに警察の観点があり、また、住民にとって、安全・安心がどのように感じられるかにも関わってきます。

そのような意味で、当初は、町会・自治会を単位として、防犯カメラの整備を始めたのかもしれませんが、全体的にどのように連携を行うのがよいかを考えながら、文京区の安全・安心まちづくりを進めていくことが重要です。

また、防犯カメラの整備時期によりますが、この町会にあるのは老朽化していると単に思うのではなく、更新時に少しずつでも調整していくことが大事なのではないでしょうか。自助・共助という観点から、このようなことをそれぞれが行うことにより、住民自身が安全・安心を作っていくことになるのではないかと考えています。

問題をどのように整理し、どのように改善をしていくのか、今後どのように対応していけばよいか、是非、委員の皆様も考えていただければと思います。

三森委員、いかがでしょうか。

○三森委員 三森と申します。この問題は、非常に難しく、一つは地域社会の公共の安全という問題があります。他方で、これを突き詰めていくと、住民のプライバシーの問題のほか、維持費や修繕費などの将来的なコスト面の問題が出てきます。

文京区は違いますが、日本全体では少子化により国民が徐々に減少していく中で、お金を全てのことに使えなくなってきたため、如何に上手くお金を積極的に使っていくかを考えていけば、防犯カメラを多数設置することはどうなのかという問題が出てくるかもしれません。他方で、災害が起きたときに、ネットワークなどにより防犯カメラを上手く活用すれば、今、命が失われようとしている方をいち早く救出することができるのではないのでしょうか。防犯という観点がありますが、防災にも、これまでの知見や今あるものを活用できるのではないかと、そのような議論も、能登の問題などは、今後、東京でも十分あり得るため、重要な視点であると思います。何事もバランスではないのでしょうか。

また、何故、町会単位であるのかという件については、私も町会に所属していますが、文京区や大きな地域よりも、狭い単位の方が実情をよく知っていて、町会は危険な箇所や夜に暗い場所が分かります。効率的にお金を使う観点から見ても、私は、小さな単位がよいと思っています。ただし、あまり細分化し過ぎてしまえば、先ほどのように、重複してしまうことはあるかもしれませんが、査定をされる場所が異なる場合もあり、目的が違えば、機能も異なってくるため、そこは、よく見た方がよいと思います。

先ほども言いましたが、多数の防犯カメラが設置されている場合、安全かもしれないけれども、住民のプライバシーが問題になるとすれば、撮影された動画はどの程度で消去されるのかなど、そういうことによって、プライバシーの侵害は大分減るでしょう。他方で、犯罪が発生したときに、証拠として、採用できないのではないかと問題が出てきます。そのバランスをどのように調整するか、お金との兼ね合いをどうするかなど、色々考えていけば、なかなか難しい問題ですが、ないよりはある方がよいと思います。先ほど、防犯カメラの設置表示が、何故、高い位置にあるのかという質問がありましたが、おそらく、防犯カメラがあるから犯罪をしないという意味ではなく、犯罪や事故があった際の証拠として使われるのであれば、高い位置にあっても低い位置にあってもどちらでもよいが、低い位置では交通の妨げになるなど、色々な問題があって、高い位置にあるのではないのでしょうか。高い位置にあっても、撮影には問題なく、より広い範囲で撮影ができるということもあるのかもしれません。法令上の根拠は、聞いたことがなく、よく分かりませんが、いずれにせよ、この問題は、文京区のみならず、日本各地域で、防犯カメラをどのように使い、維持し、制限していくのかがポイントになるため、なかなか難しい問題です。

少し雑駁ですが、一つの意見として申し上げたいと思います。

○河合会長 大岩委員、どうぞお願いいたします。

○大岩委員 町会の代表として言わせていただければ、町会単位で推進地区の指定を受け、防犯カメラを設置したのですが、維持管理に関しては、補助金の申請手続が煩雑で、自分たちで費用を一度負担し、後日、文京区から補助金の交付を受けることとなります。町会としては、防犯カメラを設置したい箇所はあるのですが、維持管理費用がネックになっているため、例えば、台数ごとに補助金額を定めるなど、補助金の申請手続を簡素化できないのでしょうか。現在は、2月頃に近隣町会分をまとめて申請するのですが、内訳は分かっている、全て同じ金額であるにもかかわらず、領収書のコピーを提出する必要があるため、2,000円の補助金であれば、申請はしなくてよいということになってしまいます。しかし、維持管理を行うために、そのような手続を簡素化し、どの町会でも申請できるようにすれば、防犯カメラの設置が進むのではないのでしょうか。

○菅井危機管理課長 補助金の申請手続については、区全体に関わる話になるため、私だけで判断することができない問題になるのですが、現在の区の考え方は、明確な支出根拠として、領収書など、支払の内容や金額を確認できる書類の提出が必要となります。それから、近隣町会分をまとめて申請するという件は、推進地区の指定を受けた地域活動団体に対する補助制度であるため、一つの町会で推進地区の指定を受けている場合、単独での申請手続になりますが、複数の町会が連携して指定を受けている場合、申請手続に当たって、提出書類を取りまとめていただくよう、依頼しているところです。

補助金の適正な執行という観点から、そのような申請手続が必要となるため、ご理解をいただければと思います。

○河合会長 この件については、私が東京都にいたときに、維持管理経費を補助の対象とするのかどうかという議論が最初の段階でありました。補助対象とする方向で財務当局と協議を行っても、その必要はないと言われ、その後、私の何代か後に、ようやく財務当局の理解が得られ、維持管理経費も補助対象となり、区がどの程度負担してというように、進んでいきました。

制度というのは、どうしてそれほど遅いのか、どうして一気に変えないのかと思われるかもしれませんが、制度は少しずつ変えていくものです。何が問題であるのか、是非、区に提示をしていただき、区で問題があると認識すれば、今度は、東京都に対して、どのように認識をしてもらうのかということになります。本協議会の委員であるということは、把握した問題を伝える立場にあるということをご理解いただき、委員の皆様も現場の方々として把握していただいた上で、更に提示をいただければと思います。

それでは、杉田委員、どうぞお願いいたします。

○杉田委員 商店街連合会の杉田と申します。大岩委員から発言があったとおり、商店会でも、維持費が問題となっています。商店会では、街路灯に防犯カメラを設置している場合が多いので

すが、街路灯を撤去しなければならない場合も、その費用がなく、困っている商店会が多いのが現実です。

先ほど西委員から説明のあった伊丹市の件については、プライバシーの問題もありますが、そのような方法が一番よいのではないかと思います。現実的に、商店街や町会が設置している防犯カメラは、自分たちで映像を見ることができず、警察や消防から要請があったときに初めて見ることができます。また、マンションの管理組合が設置している防犯カメラも、管理規約上、理事長が見られるわけではなく、要請があってから見ることとなります。安全・安心のためであっても、区が一律に設置できなかったのは、このプライバシーの問題によるものではないでしょうか。

しかし、最近では、交通事故一つとっても、保険代を安くするためにドライブレコーダーを搭載しているため、先ほど三森委員がおっしゃったとおり、今後は災害に対して、一元化してデータを活用すべきであると思います。それも、今より性能がよく、顔認証ができるような防犯カメラを設置すべきではないでしょうか。

現実的には、現在、まちの担い手が非常に少なくなっており、非常に難しい問題があるため、今後の防犯カメラの活用や安全・安心の確保について、伊丹市のような手法を検討していくべきではないかと個人的に思っています。

○河合会長 ありがとうございます。武智委員、どうぞお願いいたします。

○武智委員 武智です。先ほどの三森委員の話を伺い、誤解が生じているのかもしれませんが、私が申し上げたのは、防犯カメラ自体が高い位置にあるということではなく、防犯カメラ作動中という表示が高い位置にあるということが趣旨となります。誤解があれば、申し訳ありません。

○三森委員 防犯カメラは、確かに維持費が掛かるのだと思います。しかし、日本の中では、よく分からないかもしれませんが、安全は無料ではありません。日本の警察は優れていますし、東京では最近薄れてきたかもしれませんが、3軒隣は何をしているか分かるような地域住民の連携や何代も続いてきた近隣同士の関係など、日本のよい部分があり、安全なのですが、安全は基本的に費用が掛かります。それをどのように維持していくのか、非常に難しいと思います。成り手がいないという問題は、そのとおりですが、それは、費用の問題とは別問題として、取り組む必要があります。

また、先ほど話があった顔認証は、中国で採り入れているようですが、誰が見るかという問題があり、やり過ぎてしまえば、それは人権侵害につながり得るため、少し難しいのではないのでしょうか。総合的な見地から、互いの様々な立場を超えて、あるいは、あえて立場を超えずに、強く議論していくべき問題であると思います。

○河合会長 ありがとうございます。脇野委員、どうぞお願いいたします。

○脇野委員 脇野です。先ほどは、ありがとうございます。町会や自治会が思ったより強く機能していることや自発的な取組としての防犯カメラ設置であることを理解できました。

防犯カメラの費用負担について、先ほどのような意見が出てきたのは、私自身、文京区で育ち、親も長く文京区に住んでいます。おそらく町会・自治会に加入しておらず、自分の周りを見ても、区外から転入してきた分譲マンションに住んでいる層が、あまり町会・自治会に関わっていないのではないのでしょうか。防犯カメラは、その地域に暮らす全員に便益があるにもかかわらず、費用を負担しているのが、その地域の町会・自治会加入者だけというのは、不平等ではないかと感じました。町会・自治会や商店会の担い手が減っているということもあり、もう少し広い範囲で費用の負担ができれば、ただ乗りしている人を減らすことができるのではないかと思い、発言させていただきました。

○河合会長 集合住宅は、町会・自治会との間で、会費の話をしているため、ただ乗りをしている訳ではありません。私もマンション管理組合の理事長を務めていましたが、会費の負担について、町会・自治会と話をしているため、ただ乗りということは、普通はないと思います。負担しているという実感はないのかもしれませんが、それをどう理解していただくかも、町会・自治会の大きな役目となっています。住民が増えてくれば、それが十分伝わっていないのかもしれませんが、ただ乗りは、そう存在しないのではないのでしょうか。

○寺澤委員 私は町会の代表として出席しているのですが、文京区で町会に加入しているのは、おそらく半分程度ではないのでしょうか。最近、区内では、分譲マンションが非常に多くなっていますが、そのうち、町会に加入していないマンションは非常に多いです。不動産会社がマンションを建設した場合、関連の管理会社が管理を行うことが多く、町会に加入するかどうかは、管理会社によります。私は町会長なのですが、情けないことに、私が住んでいるマンションは、町会に加入していません。同じ不動産会社が同時期に建設した隣の町会のマンションも、同様です。それから、自宅の周辺にある100世帯のワンルームマンションは、賃貸マンションで学生の入居者が多いため、おそらく半分以上が文京区に転入届を提出していないのではないのでしょうか。

しかし、例えば、地震が起きて避難するときに、町会の加入者と未加入者で、区別することはできません。また、子どもが町会のイベントに参加する際、町会に未加入であっても、みんなで遊んで、楽しんでもらうのが地域であるため、参加を断ることはできません。そのため、新しいマンションが建設される場合、そのようなことも、区で少し考えていただければと思います。

○河合会長 ありがとうございます。澤田委員、どうぞお願いいたします。

○澤田委員 私は、区立中学校PTA連合会を代表して出席しています。協野委員の話は非常に重要で、ただ乗りという言葉に、過剰に反応されたような気がしますが、実際、町会・自治会に加入していない人は多いのではないのでしょうか。そのため、防犯カメラの費用を町会や商店会が負担しているという構造は、確かに少し偏っていると思います。伊丹市のように、区が防犯カメラを設置すれば、負担が公平になり、規模が大きくなるほど、調整がしやすくなるため、検討した方がよいかと思うのですが、区としては、どう考えているのでしょうか。

○菅井危機管理課長 安全・安心まちづくり推進地区の指定や防犯カメラ整備費補助については、東京都が地域活動団体を対象とした制度としているため、区としても、それを踏まえて、安全・安心まちづくりを推進するというスタンスを取っています。

○河合会長 澤田委員、どうぞお願いいたします。

○澤田委員 分かりました。特別区は、伊丹市と事情が異なりますが、今後そのような方向に進むことがあってもよいと思い、伺いました。負担の公平性の話もありますが、西委員から説明があった、伊丹市の日本一安全・安心なまちという謳い文句については、先ほどから議論されている抑止力の一つであると思います。要するに、色々な対策をしている日本一安全・安心なまちに、あえて踏み込む人は少ないのではないかという発想です。

これは、先ほど三森委員から話があった災害時も同様です。東京でも首都直下地震が発生すれば、全国から火事場泥棒が集まってしまう危険もあり、そのときに、この街を守ることができるかどうかは、マンパワーや停電の影響にもよりますが、防犯カメラネットワークが整備されていることについて、事前に一定の周知やアピールができていれば、災害時にも抑止力になると思います。

また、武智委員から話があった防犯カメラの設置表示も同様です。防犯カメラが多く設置されていても、設置アピールが十分にできていなければ、折角のコストが抑止力に直結していないこととなります。設置場所の一覧を作成するまでには至らないかもしれませんが、表示を工夫することにより、区内はすべて網羅され、どこでも防犯カメラの撮影対象になっていることを積極的にアピールしていくのは、町会・自治会単位ではなく、区などの努力が必要ではないでしょうか。

○菅井危機管理課長 安全・安心に関して、どのような形でアピールするかについては、引き続き、よりよいアピール方法を検討していきたいと思います。

また、防犯カメラの設置表示についても、規定上、表示が必要になりますが、引き続き、より効果的な方法を検討していきたいと思います。

○河合会長 西委員、どうぞお願いいたします。

○西委員 誤解を与えてはいけないため、再度申し上げますが、統計を調べた限り、伊丹市の刑法犯認知件数は周辺の大きな街と変わらず、防犯カメラの設置台数と刑法犯認知件数の減少は、必ずしも一致しているとは言えません。

また、特別区と市は、法律上の位置付けが全く異なります。災害一つとっても、区長は、都知事に代わって、自衛隊の出動を要請することができません。特別区は市と同じであると思われているかもしれませんが、総合的に予算を全てつぎ込めるような行政の単位であれば可能なことも、区としては、東京都の方針を踏まえて検討する必要があります。

この協議事項を提案したのは、防犯カメラを合理的に運用するために、どのように検討すればよいかという趣旨であり、制度自体を変えることまで議論を始めてしまうと、問題がずれてしま

うのではないかと感じましたので、あらためて申し上げさせていただきます。

○河合会長 ありがとうございます。澤田委員、どうぞお願いいたします。

○澤田委員 ありがとうございます。西委員のおっしゃるとおり、区と市の違いはあるのですが、日本一でなくとも、文京区は 23 区の中でも安全・安心であると、しっかりアピールできるようになればという思いで、質問させていただきました。是非、今後の議論に活かしていただければと思います。

○出井委員 出井と申します。皆さん、色々思うところがあり、ご発言されていると思いますが、西委員のご提案に、一つ大変賛同しているところがあります。

本協議会の運営方針については、もう少し包括的に、協議会として何ができるのか、考えていければと思います。私も長く区民として過ごしていますが、文京区について、知らないことが多くあります。防犯カメラだけでなく、防犯対策や防災対策もそうなのですが、この場で話していることは、実際に、区民ひとりひとりに伝えることが難しいと思われるため、少し関わり方を変えることはできないものかと、素朴に思った限りです。運営方針を包括的に変え、議題を多くすれば、收拾がつかなくなるという話もありましたので、全てを採り上げていただきたい訳ではありませんが、検討する内容について、防犯カメラの設置など、推進地区の指定以外に、違う目線でできることがないか、ご教示いただけないでしょうか。

○菅井危機管理課長 推進地区の指定に関する審議をしていただいている中で、今のような話が以前にもあり、その後、委員の皆様から、2年間の任期の中で、協議事項をご提案いただく制度を採り入れているところです。

○寺澤委員 寺澤です。商店街の街路灯について、補足させていただきます。文京区の商店会の多くは、街路灯を設置していますが、40年から50年が経過しているため、老朽化し、街路灯を維持することできない商店会が増えてきています。街路灯は防犯カメラを設置している場合が多く、また、幹線道路では電柱を地中化する場所も多くなってきています。

そのため、町会が街路灯や電柱に防犯カメラ設置を検討している場合、それらの撤去や移設の話が進んでいけば、防犯カメラに関する補助を行っている危機管理課が、東京都や国道事務所から、そのような情報を得ていただきたいと思います。

このようなことも、連携して共有した方がよいのではないかと思います、話をさせていただきました。

○河合会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

今のような議論を議事録に留めていくことは、重要なことです。場合によっては、区の安全・安心や危機管理の世界から少しはみ出し、このように知ってもらいたいということも出てくるかもしれません。皆様は、折角、協議会の委員になつていますので、是非、ご発言をいただき、ご提案いただくというのは、非常に重要であると考えています。

以前は、推進地区の指定に関して、もう少し色々な方から話を聞いていたようですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、可能な限り、手続を省略・合理化する必要があったため、今後については、あらためて考えていきたいと思えます。

○菅井危機管理課長 事務局といたしましては、一つの提案として、安全・安心まちづくり推進地区の指定に関する審議をいただく際に、次回以降から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同様に、申請団体の代表者や所轄警察署の担当者にもご出席いただくことを考えています。

○河合会長 今回の提案に対しては、皆様いかがでしょうか。事務局から提案のあった取扱いでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第(3)その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、次第(3)その他について、説明いたします。資料第4号をご覧ください。本協議会は、委員の皆様から協議事項の提案を受け、協議を行っていますが、今回、田中委員から、文京区における熱中症対策について、ご提案をいただいています。内容は、資料に記載のとおりです。協議事項として決定した場合には、所管部署に対する資料提供及び本協議会出席の依頼を行った上、次回以降の協議会で、議論をしていくことになります。

○河合会長 熱中症対策については、安全・安心まちづくりであるのかと言えば、なかなか難しい議論ではないかと思えます。協議事項提案用紙に色々と記載いただいています。一方で、熱中症について、色々な方に関心を持っていただくことは、重要なことであり、場合によっては、区の担当者と話をしながら、どのようにしていくのか、考えたいと思っています。

なお、元々、協議事項として採用していた、自転車の安全対策や歩行者の交通ルールについても、本協議会の中で検討いたしますので、それも含めて、次回以降の協議会で議論したいと思えます。詳細につきましては、熱中症対策、自転車安全対策などを事務局で進めていくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

話は戻りますが、今回ご提案いただいた、文京区における熱中症対策について、田中委員から、提案の趣旨などをご説明いただけますでしょうか。

○田中委員 それでは一言、補足させていただきます。会長がおっしゃられたように、この協議会で議題とすべきかどうかにつきましては、熱中症になる年代は、高齢者や10代が割合として多く、この協議会は、教育関係の方、民生委員の方が委員となっているため、検討・協議の場としてよいのではないかと思ひ、提案をさせていただきました。

○河合会長 ありがとうございます。

熱中症が安全・安心まちづくりであるのかという議論はありますが、夏に向けて考えていかなければならない区の一つの問題であることは確かですので、関係機関と相談をしながら、短い時間であっても、対応できることがないか、検討していきたいと思ひます。

○菅井危機管理課長 熱中症に関しましては、文京区では健康推進課が所管しているため、健康

推進課とも相談し、可能であれば、次回以降で調整できればと考えています。

○河合会長 これでは、本日予定されていた議事は、全て終了いたしましたので、次回の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 本協議会は、年3回程度開催を予定していますが、次回の開催日時につきましては、会長と相談の上、決めさせていただき、開催の1か月前を目途に、委員の皆様にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○河合会長 本日は、大変活発な議論をいただき、ありがとうございました。

安全・安心のまちは何であるのかという議論がありますが、それは、私も論文を書こうとして書けなかった部分でもあります。一方、文京区は取っていませんが、隣の豊島区で取っている、国際認証のセーフコミュニティ・セーフスクールという観点があります。伊丹市がそれに該当しているか分かりませんが、安全・安心の実現に向けて、区市町村や住民が努力するということは非常に重要なことであるため、今後とも活発にご議論いただきたいと思います。

それでは、次回の日程につきましては、決定次第、事務局から各委員の皆様にお知らせするというので、本日は閉会いたします。大変熱い議論をありがとうございました。